

サーマルカメラ及び関連機器貸出制度実施要領

(目的)

第1条 新型コロナウイルスの影響による様々な課題に対する取組の支援を目的とした「新型コロナウイルス札幌ささえあい基金」を活用し購入したサーマルカメラ及び関連機器（以下「サーマルカメラ等」という。）を、札幌市内で開催されるイベントに広く貸し出すことで、感染拡大防止対策を充実させる。

(貸出の対象)

第2条 サーマルカメラ等の貸出を受けることができるのは、札幌市内で開催されるイベントの主催者とする。

2 前項の規定にかかわらず、イベント内容等が公序良俗に反すると認められるものや、本サーマルカメラ等を安全に使用できない場所・環境で開催されるものについては貸出の対象外とする。

(貸出用品)

第3条 本制度により貸出を行う機器は次の通りとする。

- (1) サーマルカメラ
- (2) サーマルターゲット（温度校正器）
- (3) カメラ・サーマルターゲット（温度校正器）用三脚
- (4) 操作・管理用PC
- (5) 液晶ディスプレイ
- (6) ディスプレイスタンド
- (7) その他接続に必要な配線及び周辺機器
- (8) 使用マニュアル
- (9) 「新型コロナウイルス札幌ささえあい基金」のプレート

(貸出期間)

第4条 貸出期間は、原則として最大1ヶ月とする。

(貸出台数)

第5条 サーマルカメラ等の貸出台数は、原則として1イベントにつき最大2台とする。ただし、借用希望日の1週間前の申込状況により、使用台数の追加を認める場合がある。

(申込)

第6条 貸出を希望する者は、貸出希望日の2週間前までに札幌市経済観光局観光・MICE 推進課に対し、サーマルカメラ等貸出制度申込書（様式第1号）を提出するものとする。

2 申込開始日は、イベント開催月の3ヶ月前の1日からとする。

(決定)

第7条 市長は、前条の申込書を受理したときは、申込書の内容を審査し、適正と認めるときは、サーマルカメラ等貸出承認(不承認)決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

2 貸出承認は先着順とする。ただし、複数台の貸出承認を受けている場合に他者からの申し込みがあった際は、使用調整の依頼をする場合がある。

3 市長は、サーマルカメラ等の管理上必要があると認めるときは、貸出承認の決定に条件を付することができる。

(貸出及び返却)

第8条 貸出及び返却は札幌市が指定する場所、日時で行うものとする。

2 貸出承認を受けた者(以下「借受者」という。)は、貸出期間が満了したとき又は札幌市から返却を命じられた時は返却しなければならない。また、返却する際は、貸出時の状態に回復すること。

(使用料等)

第9条 サーマルカメラ等の貸出は無償とし、貸出及び返却に伴う経費は借受者の負担とする。

(使用中の遵守事項)

第10条 借受者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) サーマルカメラ及びサーマルターゲットは屋外仕様(−40℃~+60℃)であるが、検温の精度を保つため、原則としてテントやプレハブ等の設置により屋根、壁を設け風雨や風雪をしのげるような場所に設置すること。
- (2) 操作・管理用PC及び液晶ディスプレイについては原則として屋内に設置すること。
- (3) サーマルカメラ等を使用する場合は、サーマルカメラ等の購入に「新型コロナウイルス札幌ささえあい基金」が活用されたことがわかるプレート(サーマルカメラ等と合わせて貸出)を掲示すること。
- (4) 譲渡、転貸、処分をしないこと。
- (5) 目的外の用途に使用しないこと。
- (6) 使用マニュアルの内容に従い、適切な方法で管理し、使用すること。

(貸出の取消)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、サーマルカメラ等の貸出を取り消すとともに、返却させることができる。

- (1) 札幌市主催のイベント等により使用の必要が生じたとき。
- (2) この要領の規定又は貸出に際して付した条件に違反したとき
- (3) 偽りその他の不正行為により、貸出を受けたとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が貸し出すことが適当でないとき。

(損害賠償の責任)

第12条 借受者は、サーマルカメラ等を安全に使用するとともに、盗難等を防止するために、保管は施錠できる場所において、適正な管理を行うものとする。

2 借受者は、サーマルカメラ等の亡失、損傷又は故障について自己の負担においてこれを補填し、または修理しなければならない。ただし、市長が認めたときはその限りではない。

(使用中の事故等)

第13条 サーマルカメラ等の使用により借受者が被った損害、借受者が第三者に与えた損害、その他サーマルカメラ等の使用中に発生した事故等については、借受者の責任により解決し、札幌市は一切の責任を負わない。

2 前項の事故等が発生した場合は、速やかにその内容を経済観光局観光・MICE 推進課に報告しなければならない。

(実績報告等)

第14条 借受者は、経済観光局観光・MICE推進課に対し、借受終了後にサーマルカメラ等使用実績報告書を提出するものとする。

(委任)

第15条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、経済観光局観光・MICE推進部長が定める。